

# 特定非営利活動法人 ハート・イン・ハンドチャリティー定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハート・イン・ハンドチャリティーと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、障害者や高齢者・子どもたちをはじめとして、誰もが夢や希望をもって  
しあわせな生活を営むことのできる社会を推進する事業をおこなう事により、豊か  
に地域で生活できる社会環境をつくることを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行  
う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 環境の保全を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑤ 子どもの健全育成を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 障害者の仕事おこし及び、自立生活の支援に係わる事業
- ② 高齢者の生きがい支援事業
- ③ 介護保険法に基づく通所介護、介護予防通所介護、訪問介護、居宅介護支援事業
- ④ 子育て支援に関する事業
- ⑤ 人材育成及び研修に係わる事業
- ⑥ その他、この法人が目的を達成するためには必要と認められる事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の四種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- ② 贊助会員 この法人の事業を支援するため入会したものとし、理事長は正当な理由のない限り、入会を認めなければならない。
- ③ 協賛会員 この法人の事業を協賛するため入会した個人及び団体
- ④ 特別会員 この法人の目的達成のため、理事会が認める卓越した学識及び経験を持ち、支援活動が出来る個人及び団体

#### (入会)

第7条 正会員・贊助会員及び協賛会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由のない限り、入会を認めなければならない。

2 理事会から推薦のあつた個人及び団体の特別会員の入会手続きは、前項によらず本人の承諾をもつて会員となる。

3 理事長は、第1項の者の入会を認めない場合は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 正会員・贊助会員及び協賛会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納めなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 退会届けを提出したとき
- ② 本人が死亡した場合、又は会員である団体が消滅したとき
- ③ 継続して2年以上会費を滞納した場合
- ④ 除名されたとき

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この定款等に違反したとき
- ② この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

### (種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
- ① 理事 3名以上、10名以内
  - ② 監事 1名以上、2名以内
- 2 理事の中から、理事長、副理事長を置く。

### (選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
  - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の总数の三分の一を超えて含まれることにならぬ。
  - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

### (職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 3 理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 4 監事は次に掲げる職務を行う。
    - ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - ② この法人の財産の状況を監査すること。
    - ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
    - ④ 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
    - ⑤ 理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

### (任期等)

- 第16条 役員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 棚欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならぬ。

ればならない。

- ① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- ② 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があつたとき

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の三分の一以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するため必要とした費用を弁償することができます。
- 3 前二項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局長と理事の兼任を妨げない。

## 第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもつて構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び収支予算並びにその変更
- ⑤ 事業報告及び収支決算
- ⑥ 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- ⑦ 入会金及び会費の額
- ⑧ 借入金（その事業年度内の収入をもつて償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑨ 事務局の組織及び運営
- ⑩ その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は毎年一回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

① 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

② 正会員総数の五分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があつたとき

③ 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があつたとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から三十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも七日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の二分の一以上の出席がなければ開会することができない。  
総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができます。

3 前項の規定により表決した正会員は、前二条、及び次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- ③ 審議事項

- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
  - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### (構成)

第31条 理事会は、理事をもつて構成する。

### (権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき
  - ② 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があつたとき
  - ③ 第15条第4項第5号の規定により監事から招集の請求があつたとき
- 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも七日前までに通知しなければならない。

### (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から十日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも七日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

### (議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によつてあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもつて決し、可否同数の場合は、議長の決するとところによる。

### (表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
  - ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
  - ③ 審議事項
  - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
  - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもつて構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 入会金及び会費
- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収入
- ⑤ 事業に伴う収入
- ⑥ その他の収入

#### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条の各号に掲げる原則に従つて行うものとする。

#### (事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う收支予算は、理事会及び総会の議決を経なければならぬ。

#### (暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならぬ。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもつて定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の四分の三以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

① 総会の決議

② 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能

- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産
- ⑥ 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の四分の三以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、

法第11条第3項に掲げる者たち、滋賀県に譲渡するものとする。

## 第9章 公告の方法

#### (公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、機関紙及び京都新聞に掲示して行う。

## 第10章 雜則

#### (細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	物部 夫美子
副理事長	西川 茂
専務理事	山西 一由
理事	繩野 清子
	菅谷 多美子
	辻井 芳道
	寺田 孝明
	平井 一郎
	平野 裕子
	藤本 盛治
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

同 同 和美 正尚  
監事 宮本 高橋 信二  
同 松本 安弘

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算是、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 正会員	入会金	20,000円
	年会費	10,000円
② 賛助会員	年会費	個人1口 1,000円
		団体1口 5,000円
③ 協賛会員	入会金	500円